令和2年度事業計画

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

事 業 計 画

高齢化社会の進展と地球温暖化問題等の環境重視の時代を迎え、国民生活に不可欠な公共交通機関として、バスのその役割は益々重要になっております。

我が国の経済は、緩やかな回復基調で推移していたものの、令和元年12月に発生した新型コロナウイルスの感染拡大で国内の景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況にあります。特に観光関連産業のバス業界・宿泊業界等幅広い業種にわたり厳しい経営環境下におかれています。

貸切バス事業は、新運賃・料金制度の効果により経営基盤の改善が見られる一方、運転者の確保 育成・時間外労働の上限規制等いろいろな課題も出てきています。安全なサービスを提供するため、 適正運賃制度の遵守について引き続き理解が得られるよう努めていきます。

乗合バス事業においては、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画に掲げた 施策に対し、地方公共団体等において新たな取組がすすめられています。バス事業が引き続き地域 公共交通の中で重要な役割を果たすため、地域と一体となった持続可能な公共交通の実現に向け積 極的に活動して参ります。

厳しさを増す経営状況の中にあっても、規制緩和など各種の制度改正への対応、環境対策、交通 バリアフリー対策、輸送環境の改善、安全輸送対策など数多くの課題に取り組んでいかなければな りません。

軽井沢スキーバス事故の再発防止策としてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスを実現する」ための安全規制強化に関する道路運送法改正の施行を受け、安全輸送が最も重要であることを改めて自覚し、法令遵守の再徹底を図ると共に、引き続き運輸安全マネジメントの定着、より安全性を高めた運行管理体制の確立を図り、お客様の信頼回復に向けた取り組みを行いながら、次の事項に重点をおきつつ各課題の解決に積極的に取組む所存でありますので、会員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1) 貸切バス事業

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、国内のイベントや学校行事、また外出等の 自粛によりバス事業は大変厳しい経営環境下にある。引き続き国、県への経済支援の要望に 努めるとともに、感染収束後の観光分野の活性化に向け、行政機関・旅行業界等と連携して 観光需要の拡大に取り組んでいく。
- ② 公正・妥当な輸送秩序の確立 会員相互の融和を図り、輸送秩序を乱すことのないよう相互の信頼を深めることに努める。
- ③ 貸切バス運賃・料金制度の遵守 コンプライアンスを遵守し、各事業者が適切に対応するために旅行業者・地方自治体に対 する周知と理解促進を図る。

④ 「貸切バス事業者安全性評価認定」の新規及び継続取得を目指す会員事業者へ、申請等に 関する指導・助言を行い、より安全性の高い安心なサービスの提供を図る。

2) 乗合バス事業

- ① 地方バス路線の維持方策について、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な地域公共交通再編が進められている中で、地方公共団体等と連携、協力してバス事業の再生、活性化を進めるため、県、各市町村主催の地域公共交通会議等に積極的に参加する。 又国、県が推奨している自家用有償旅客運送の導入にあっては、地域公共交通会議等にて、安全な輸送に関する取組を含めて、既存の公共交通を最優先とし、安易な運行をすることがないよう議論していく。
- ② インターネット・スマートフォンによる「山梨県下バスの一元的利用情報提供サービス」 県外からの観光客やビジネス客の誘致活性を高めるとともに、引き続き富士の国やまなし 観光ネットと連携した「やまなしバスコンシェルジュの多言語システム」の周知に努め、訪 日外国人旅行者の利便向上を目指すこととする。

3)環境対策の推進

- ① 「人と環境にやさしいバス」(電気バス、ハイブリッドバス、超低床ノンステップバス) 導入に対する国等の助成制度、運輸事業振興助成交付金による助成制度等、各種助成制度の 周知及び活用により、普及・促進を図る。
- ② 地球温暖化ガスの削減、および大気環境の改善を図るため、国の「ディーゼルクリーン・キャンペーン」に基づき、エコドライブを推進する。
- ③ バス事業の環境保全活動を進めるため、国の指導によるグリーン経営認証の認定等に協力するとともに、その周知及び普及に努める。

4) 安全対策の推進

- ① 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会による答申(平成28年6月3日)の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき国土交通省が定めた安全規制の強化等の対策について、引き続き安全対策が確実に実施できるよう会員事業者に適宜情報を提供する等、適切に対応する。
- ② 貸切バス適正化事業巡回指導の推進について 会員事業者に対する「巡回指導」について、関東貸切バス適正化センターからの委託に基づき、国(関東運輸局)及び関東貸切バス適正化センターと連携し、安全性向上と法令遵守の徹底を図る。
- ③ 運行管理者制度、事故報告制度など事業用自動車の安全対策の強化のための諸制度について周知徹底を図ると共に、実施状況の把握に努め、問題が生じた場合には適切な対応を図る。また、引き続き(公財)運行管理者試験センターの運営に参画し、その業務の適切・円滑な執行に協力する。

- ④ 飲酒運転「0」を目指して、一本化した「飲酒運転防止対策マニュアル」を基に、引き続き会員事業者が飲酒運転防止のための万全の対策がとれるよう、内容の周知徹底、実施状況の把握をはじめ、その対策の推進を図る。
- ⑤ バスジャック事件、テロ事件等に対する危機管理対策に万全を期すため、バスジャックに関する「統一マニュアル」及びテロ対策通達により対応の周知に努めるとともに、防犯灯等連絡手段の整備を促進する。
- ⑥ 春・秋の全国交通安全運動や、年末・年始の安全総点検等、各種の交通安全運動に積極的に参加すると共に、車両に「交通事故防止運動実施中」の周知マグネットを掲出し、運動の高揚を図る。
- ⑦ 全席シートベルト着用の徹底、車内事故発生防止活動などを周知し旅客の安全確保を図る。 (シートベルト着用励行リーフレットを増刷し、貸切全車両に掲出する)

5) 労働問題への対応

- ① 働き方改革関連の改正法(労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全法、労働契約法等)の動向を把握し、会員事業者の対応すべき労働関係法に関する講習会等を開催し周知に努める。
- ② 労働時間改善基準告示については、5年間の猶予措置期間(2024年4月1日)において、情報の収集に努め、輸送形態の変化に対応した適正な運用について、会員事業者へ情報の提供を行う。

6) 広報活動の推進

- ① 当協会のホームページを活用し、バス協会及び加盟事業者の活動情報をリアルタイムで利用者に提供するとともに、日本バス協会からの諸通達の周知徹底を図る。また県外からの観光客・訪日外国人に対して観光情報やバス情報を提供する。
- ② バスの日(9月20日)には、広く一般にバスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうため、新聞・ポスター等により積極的に広報する。
- ③ 「公共交通フェスティバル2020」のイベントに協賛出展し、利用者がバスに親しんでいただけるよう、利用促進PRを図る。

7) 新規会員加入の推進

安全強化に対する法律改正や各制度改正が順次進められている中、協会の立場を理解し法令 を遵守した良識ある許可事業者等の加入促進を図る。

運輸振興事業費助成交付金特別会計 令和2年度事業計画・資金計画

標記の件について、山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり 事業計画致します。

記

1 事業の目的

バス事業の活性化促進、輸送の安全確保及びサービスの改善を図る。

2 事業の内容

- (1) 安全運転確保事業として「運転適性診断」「運行管理者講習」「整備管理者研修」「運 転記録証明書発行」、運行管理者を対象として「安全運転研修会」等の実施。
 - NASVA運行管理者ハンドブックの購入、安全教育用DVDの購入、貸切バス評価認定取得へ申請手数料一部補助、脳血管疾患検査、安全対策設備導入への一部補助の実施。
- (2) 活性化対策事業として、公共交通機関である乗合バスの利用促進及び事業活性化のため「公共交通フェスティバル2020」へ参加し、県民に対しPRする。 またバス協会が取り組む環境活動及び公共交通であるバスの利用促進を図るため、県民に対し周知する。(山梨日日新聞出稿)
- (3) 輸送サービス改善事業として、乗務員を対象とした「接客サービス講習会」を開催し、利用者へのサービス向上を図る。

又、交通安全意識の高揚と協会員の取り組む「交通安全運動」と「年末年始輸送安全 総点検運動」の立看板を作製し、会員各社が掲出することで安全意識を図る。

更に、ウイルス感染防止対策用品として除菌用ウェットティッシュを購入配布し、バス利用者に対する健康被害防止を図ると共に乗務員用マスクを配布する。

- (4) 環境対策事業として、令和2年度中の新規登録車両を対象に助成する。 又、各事業者にエチケット袋等を配布し利用客のごみ捨て禁止の徹底を図る。
- (5) 適正化巡回指導を実施し、事故防止のため点呼執行状況、運行管理、労務管理等について事業者を訪問し指導を行う。

3 事業計画

(1) 安全運転確保事業

- ① 運転適性診断受診料への補助
- ② 運行管理者講習受講料への補助
- ③ 整備管理者研修受講料への補助
- ④ 運転記録証明書発行料への補助
- ⑤「安全運転研修会」の実施
- ⑥ NASVA「運行管理者ハンドブック」の購入
- ⑦ 安全教育用DVDの購入
- ⑧ 貸切バス評価認定取得への申請手数料一部補助
- ⑨ 脳血管疾患検査への受診料一部補助
- ⑩ 安全対策設備導入への補助 (会員事業所)

(2) 活性化対策事業

- ①「公共交通フェスティバル2020」への参加
 - ・公共交通機関である乗合バスの利用促進及びバス協会が実施する環境対策への取組を県 民にPRする。
- ② 環境対策等普及啓発
 - ・バス協会が取り組む環境活動及び公共交通であるバスの利用促進を図るため、県民に周知する。

(3) 輸送サービス改善事業

- ① 乗務員接客サービス研修会の実施
 - ・外部専門講師による運輸従事者研修の実施。 (接遇のレベルアップと「おもてなしのやまなし観光振興条例」の推進)
- ② 交通安全意識の高揚と協会員の取り組む「交通安全運動」と「年末年始輸送安全総点検 実施中」の立看板を作製掲出し、安全意識を図る。
- ③ ウイルス感染防止対策用品を購入し、バス利用者及び乗務員に対する健康被害防止を図る。

(4) 環境対策事業

- ① 更新車への補助
 - ・更新車(新車)導入促進による、公害防止と安全性能向上を図る。
- ② 環境美化用品の購入
 - ・各事業者に対しエチケット袋等を配布し利用客のゴミ捨て禁止の徹底を図る。

(5) 適正化巡回指導事業

- ・会員事業者の適正運営の助言と、輸送の安全に関する事業。
- ・事故防止のため点呼執行状況、運行管理、労務管理等について審査を行う。

事業計画書

事業内容

1 安全運転確保事業

(1)	運転適性診断受診料への補助	624,000 円
(2)	運行管理者講習受講料への補助	384,000 円
(3)	整備管理者研修受講料への補助	120,000 円
(4)	運転記録証明書発行料への補助	603, 000 円
(5)	「安全運転研修会」の実施	150,000 円
(6)	NASVA「運行管理者ハンドブック」の購入	100,000 円
(7)	安全教育用DVDの購入	121,000円
(8)	貸切バス評価認定取得事業者へ申請手数料補助	595,000 円
(9)	脳血管疾患検査への補助	800,000 円
(10)	会員事業者が行う事業に係る助成金交付	2, 165, 000 円
		計 5,662,000 円

2 活性化対策事業

(1)	「公共交通フェスティバル2020」への参加	750,000 円
(2)	環境対策等普及啓発	935,000 円
		計 1,685,000 円

3 輸送サービス改善事業

(1) 乗務員接客サービス研修会の実施	152,060 円
(2)「交通安全運動実施」の立看板購入	341,000 円
(3) ウイルス感染防止対策用品の購入	558, 940 円
	計 1,052,000円

4 環境対策事業

(1) 環境にやさしいバス・	普及事業	750,000 円
(2) 環境美化対策への補助	助	1,475,000 円
		計 2,225,000円

5 適正化巡回指導事業 1,000,000 円

合計 11,624,000円